

## 秋田県告示第135号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成30年2月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大館市岩瀬字桂岱53の1、53の3、54、55の1、68の2、68の4、68の5、68の9、69の15、71の8から71の10まで、71の16
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字桂岱54・55の1・68の2・68の4・71の10・71の16（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県北秋田地域振興局農林部及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 秋田県告示第136号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成30年2月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北秋田市綴子字小田16、59の1、59の2、60の13、60の14、60の17、60の18、60の25、60の30から60の34まで、60の37、60の53、61
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小田16・59の1・59の2・60の14・60の17・60の18・60の30から60の33まで・60の53・61（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 秋田県告示第137号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成30年2月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 1 保安林予定森林の所在場所

仙北市西木町西明寺字大平4、5、6の2、16、17、20、22、31の2、34、38、45、48、49、51、56、67、71、77、78、80、85、87、89、90、92、95、99、100、100の1、字佐曾田122、123

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平17・20・48・49・56・67・71・80・85・87・89・90・92・95（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県仙北地域振興局農林部及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）